

平成25年度 第2回 富士見市下水道事業審議会 会議録

会議日時	平成26年1月28日(火)	開会	午後1時30分		
		閉会	午後3時30分		
会議場所	富士見市役所内 市長公室				
出席者数	委員定数10名中 出席者9名				
出席者	委員	会長	木内 芳弘	委員	酒本 敏子
		職務代理	田中 金治	委員	本間 雄一
		委員	吉川 芳一	委員	吉田 京子
		委員	古賀 正信	委員	渡井 善治
		委員	小森 和雄	委員	
	幹事	建設部長 新井 正保			
	市職員等 (事務局)	森川建設副部長、橋本下水道課長、佐藤(昌)副課長、佐藤(秀)副課長、 新井副課長、厚澤主査、吉川主査			
欠席委員	羽石 裕子	傍聴者	1名		
議長	木内 芳弘	書記	佐藤 昌明 佐藤 秀一		

会 議 事 項	
1 開 会	新 井 幹 事
2 会長あいさつ	木 内 会 長
3 市長あいさつ	星 野 市 長
※下記の諮問事項について市長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す。	
（ 市 長 退 席 ）	
4 議 長 選 出	
下水道事業審議会条例第7条第1項の規定により会長が議長に就く。	
委員の出席状況の報告。委員10名中、9名の出席により、富士見市下水道事業審議会条例第7条第2項の規定の、過半数に達しているため、本日の会議が成立したことを報告。また、委員1名が所用により遅れることを報告。	
5 会議録署名委員の選出	
会議録署名委員の指名方法について議長が確認し、議長一任による選出となった。	
議長が今回の会議の会議録署名委員に「小森委員」と「酒本委員」を指名。	
6 会議の公開・非公開の決定	
富士見市情報公開条例第25条の規定により、会議は原則公開。但し、同条各号に該当する場合は、非公開とすることができる。	
本日の諮問等の案件については非公開に該当する情報等がないため、議長が公開とすることを委員に諮り、承認を得る。	
※ 傍聴者1名 （傍聴者入場及び所用により遅れた委員1名到着）	
7 議 事	
（1）諮問事項	
①公共下水道整備計画について	
事務局より、下水道法施行令第3条の規定に基づく事業計画変更案の公示の前に	

会 議 事 項

委員の方々のご意見をいただきたいとの趣旨を説明し、資料に基づき変更する5項目について説明。

質疑応答等

会長： 公共下水道整備計画について順次質問を受けたいと思います。

(1) 事業計画の区域の変更について

質疑： 尺地掘の水路は下水道事業で整備し、ポンプ施設の増設は河川事業として行うのか。

応答： 水路については下水道事業で雨水幹線として整備し、ポンプ増設は河川事業で平成27年度に行う予定。

質疑： 水路の整備は下水道事業、ポンプ施設は河川事業で行うのはなぜか。

応答： 当初、下水道施設としてポンプの増設をする予定であったが、放流先の河川に放流規制があり、関係機関との協議の結果、現段階で都市施設の下水道として位置づけるには膨大な調整池などが必要となることから、下水道施設への位置づけを取りやめ、河川事業として位置づけた。

質疑： 川の整備は河川事業で行えばよいのではないか。

応答： 下水道全体計画の区域であることから、今回の変更で事業計画区域に加えることにより、水路を下水道事業で整備する。

(2) 下水道管渠の表示の変更について

質 疑 無

(3) 処理分区の境界の変更

質疑： 処理分区の境界について、2分割に分けるというのはどういうことか。

応答： 現状、本処理区域は国道254号の西側にある流域下水道との接続点で接続する計画になっており、西側区域は整備済みである。東側は未整備であるが、

会 議 事 項

東側の事業実施にあたり、既に東側にも接続マンホールがある事から、処理分区を分割し接続点を追加することである。

また、上位計画については既に変更済みであり、国道を横断する管渠が不要となることから事業費の縮減ができる。

質疑： 供用開始はいつからか。

応答： 平成27年度から工事着工予定で、工事完了の翌年度に供用開始する。

質疑： 資料2、新旧対照表中「③処理分区の境界」で新と旧の表の面積が一致していないのは何故か。

応答： 当処理分区に、追加区域が含まれている為である。

(4) 下水道管渠の構造の変更

質疑： 構造の変更で事業費はどのようになるのか。

応答： 事業費で概算約5,000万円の縮減となる。

また、伏越しから自然流下方式となることから、維持管理費も縮減できる。

質疑： 円形とボックスでは単価はどちらが安いのか。

応答： 一般的に円形管が安いですが、本箇所は既存埋設物との離隔を確保するため、最大外形の小さくなるボックス形としている。マンホールの削減と埋設深が浅くなることから、総合的に事業費縮減ができると考えている。

(5) 事業計画の期間の変更

質疑： 事業の3年間延伸は排水区域の追加によるものか。

応答： 上位機関の計画（荒川流域別下水道整備総合計画）にあわせることと、追加事業により延伸を予定している。

●その他質疑

質疑： 下水道施設の耐震化対策として基準はあるのか。また、どのような取り組み

会 議 事 項

を行っているのか。

東日本大震災では被害はあったのか。

応答： マンホール・管渠の本体や接続部の対策、液状化対策など下水道施設の耐震対策指針があり、新設時には必要な対策をしている。既存施設は緊急輸送道路に指定されている国道254・463号のマンホール浮上防止対策を実施した。

東日本大震災での被害は確認されなかった。

※以上の質疑を経て、採決を行う。

「公共下水道整備計画について」、挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員により原計画案のとおり「賛成」することに決定。

また、答申書に付する意見・要望を求めたところ、「下水道は都市生活に欠かせない施設である事から早期に整備して欲しい。」などの意見・要望が出される。

会長より委員から出された、意見・要望を踏まえ、「下水道の整備、維持管理には相当の事業費を要することから、更なるコスト縮減を図り、健全経営に努めて、事業推進を図られたい。」との意見・要望を付して答申することでよいか委員に諮り、了承を得る。

(2) その他

事務局より次回の審議会について、今回追加した汚水排水区域内の受益負担金を議題として、7月頃に開催の予定をしていると報告。

8 閉 会 新井幹事